

## ○府中市立福祉会館条例

昭和44年3月31日

条例第6号

## (目的)

第1条 この条例は、市民の福祉を増進し、生活の向上を図るため福祉会館を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (名称及び位置)

第2条 福祉会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
	府中市立福祉会館	府中市府中町2丁目25番地
地区高齢者福祉館	府中市立白糸台高齢者福祉館	府中市白糸台1丁目60番地
	府中市立西府高齢者福祉館	府中市西府町1丁目10番地
	府中市立武蔵台高齢者福祉館	府中市武蔵台2丁目2番地
	府中市立新町高齢者福祉館	府中市新町1丁目66番地
	府中市立住吉高齢者福祉館	府中市住吉町1丁目61番地
	府中市立是政高齢者福祉館	府中市是政2丁目20番地
	府中市立紅葉丘高齢者福祉館	府中市紅葉丘2丁目1番地
	府中市立押立高齢者福祉館	府中市押立町5丁目4番地
	府中市立四谷高齢者福祉館	府中市四谷2丁目75番地
	府中市立片町高齢者福祉館	府中市片町2丁目17番地

(昭60条例32・昭62条例17・平2条例1・平2条例18・一部改正)

## (事業)

第3条 府中市立福祉会館は、高齢者の健康増進及び娯楽に関する事業並びに女性の福祉の向上に関する事業を行う。

2 地区高齢者福祉館は、高齢者の健康増進及び娯楽に関する事業を行う。

(平2条例18・一部改正)

## (休館日)

第4条 府中市立福祉会館及び地区高齢者福祉館(以下「会館」という。)の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日

(2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず市長が特に必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(昭60条例5・昭62条例32・平2条例18・平14条例15・平18条例18・一部改正)

(開館時間)

第5条 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、午後9時まで延長することができる。

(使用の許可)

第6条 会館及び会館に付属する器具を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は付属する器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により使用することができなくなつたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか市長が公益上、その他特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 会館の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間帯における大広間及び談話室の使用にあつては有料とし、使用料は、別表に定める。ただし、市長が必要と認めるときは、無料とすることができる。

- (1) 午後5時30分以降に使用するとき。
- (2) 日曜日の午前9時から午後5時まで使用するとき。

3 前項の使用料のほか、大広間及び談話室に付属する器具の使用料は、規則で定める。

4 第2項に定める施設の使用料は、使用の許可を受けた際に、納入しなければならない。

(昭63条例8・全改、平2条例18・平10条例6・一部改正)

(使用料の不還付)

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(使用期間)

第11条 第9条第2項に定める会館の施設の使用は、同一人が3日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備等の使用)

第12条 使用者は、会館に特別の設備をし、又は付属する器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第13条 会館の使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、会館の使用を終了したとき、又は第8条第1号及び第2号の規定に該当して使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を怠つたときは、使用者に代わつてこれを行い、その費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、会館及びこれに付属する器具を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(販売の禁止)

第16条 会館内において物品を販売する場合は、市長の許可を受けなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則(昭和46年3月31日条例第11号)

この条例は、昭和46年5月1日から施行する。

付 則(昭和47年3月29日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年6月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年12月11日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年9月21日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年3月18日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年9月27日条例第15号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

付 則(昭和57年3月29日条例第9号)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 改正後の府中市立福祉会館条例別表第1の規定は、昭和57年7月1日以後の音楽室の使用に係るものから適用し、昭和57年6月30日までの音楽室の使用については、なお従前の例による。

付 則(昭和60年3月22日条例第5号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年12月13日条例第32号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年6月25日条例第17号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則(昭和62年12月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和63年3月24日条例第8号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の府中市民医療センター条例等の規定は、平成2年2月1日から適用する。(後略)

付 則(平成2年9月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月25日条例第6号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市立福祉会館条例の規定は、平成11年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成14年6月26日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月17日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する規定を除く。)による改正後の府中市立福祉会館条例、府中市立児童館条例、府中市立公民館条例、府中市立教育センター条例及び府中市郷土の森博物館条例(以下「関係条例」という。)の規定は、施行日以後において関係条例に係る施設の使用の申込みをし、及び平成15年7月1日(以下「適用日」という。)以後に当該施設を使用する場合の使用料について適用し、施行日前に関係条例に係る施設の使用の申込みが完了している場合及び施行日以後に関係条例に係る施設の使用の申込みをし、及び適用日前に当該施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年9月25日条例第18号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

別表(第9条)

(昭63条例8・全改、平2条例18・平10条例6・平15条例1・一部改正)

福祉会館及び地区高齢者福祉館使用料

区分	時間	市内に居住する者				市外に居住する者			
		午前 (9時～ 12時)	午後 (1時～4 時30分)	第5条ただし書による 場合		午前 (9時～ 12時)	午後 (1時～4 時30分)	第5条ただし書による 場合	
				夜間 (5時30分 ～9時)	全日 (午前9時～ 午後9時)			夜間 (5時30分 ～9時)	全日 (午前9時～ 午後9時)
大広間		円 900	円 1,700	円 2,100	円 4,200	円 1,800	円 3,400	円 4,200	円 8,400
談話室		400	700	800	1,700	800	1,400	1,600	3,400

備考

- 1 使用時間を超過した場合の使用料は、1時間未満に限り、使用料の3割とする。ただし、午前と午後を引き続き使用する場合の超過使用料は午後の使用料、午後と夜間を引き続き使用する場合又は全日を使用する場合の超過使用料は夜間の使用料のそれぞれ3割の額とする。
- 2 午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、超過料金は徴収しない。